

ハッ橋SC 【活動要綱】



【確認事項】 活動に際しての概要・諸注意事項

【会場案内】 主に使用する会場のご案内及び注意

【クラブ規約】 クラブ運営に関する規約

選手並びに保護者の方は必ずご確認願います。

当クラブ在籍中、その都度確認願います。

ハッ橋SC 活動要綱〔確認事項〕①

- 【1】「心身育成」 サッカーを通じて様々な「心」を育てる。
 【2】「育成・強化」 「心・技・体・術」選手育成・チーム強化。
 【3】「向上心と責任」 選手としての「自覚と責任」、チームの「一員である責任」。

【入会・更新に際して】入会・更新の条件は以下の通りとなります。

本人確認事項	① 本確認事項の遵守、保護者の理解、サポートがある (保護者を説得するだけのやる気、エネルギー) ② 決められた活動日に原則参加が前提。但し、個人の都合や家庭の事情で不参加も認める。(自己責任) ③ 上記②項「活動への不参加」におけるハンデを理解し、その上でチーム活動に責任が持てる。(選手として当然のこと) ④ クラブからの要求を理解し、それに応えようとする。(向上心・自主性) ※ クラブが提示する練習曜日にすべて参加できるか否かは選手にゆだねる(実力主義)
保護者確認事項	① 選手の活動に際して、理解、協力、サポートをする。(金銭面、活動日の調整等) ② クラブの規約、要綱を遵守し、クラブの活動方針に理解、協力をする。 ③ 選手の活動に際し、健康等問題なく、クラブの活動への参加を認める。 ④ 入会、更新時に取得する個人情報(クラブ内業務、会員連絡、協会登録、大会参加等)を使用することを了承する。(それ以外での使用はしない) ⑤ 会員は、クラブの広告、HP、SNS等で使用する写真、動画等の肖像権を原則放棄する。(認めない場合はクラブまでその旨ご連絡ください) ⑥ 会員は、対外試合を行なう際、対戦チームが試合を撮影し、その映像が対戦チーム内で閲覧されることがあることを了承する。(ご了承いただけない場合、試合への参加は出来ません) ⑦ 上記①項及び②項において、ご理解ご協力がいただけないと判断した場合、残念ながら退会勧告とさせていただきます。

【会費について】

入会金	一律	入会時	3,300円	※ 入会時のみ(クラブ運営費・諸経費等)
年会費	一律	年度毎	13,200円	※ チーム、選手登録、大会参加、運営、維持管理等
保険料	一律	年度毎	800円	※ スポーツ安全保険加入代金
月会費	幼児	毎月	9,900円	※ 別途引き落とし手数料55円
月会費	小学生	毎月	11,000円	※ 別途引き落とし手数料55円
友の会①	単発利用	利用時	220円～	※ クラブバス利用者 ①220円 ②440円 ③660円
友の会②	月額利用	毎月	1,650円～	※ 週1回1,650円 週2回2,200円
その他	対象学年	別途通知	合宿、遠征、ユニフォーム、クラブウェア等、別途かかります。	

【用具について】

- ① ボール ■ サイズは4号球
 ② シューズ ■ シューズは滑りにくく、ゆとりは1cm未満の物。
 《推奨》 幼児 運動がしやすいマジックテープシューズ(サッカー用でなくても可)
 ※ 幼児はスパイクの使用は禁止です。
 1.2.3年 サッカー用トレーニングシューズ
 4年以上 サッカー用固定式スパイク(4年以上は原則スパイクを使用)
- ③ 練習時の服装 ■ トレーニングシャツ、ハーフパンツ、サッカーソックス、レガース(すねあて)
 ④ ユニフォーム ■ 試合時に必要となります。購入に関しては別途通達いたします。
 ⑤ クラブウェア ■ 原則4年進級時にご購入いただきます。

【練習について】

- ① 練習回数 ■ 年48回をクラブとしての最低活動日数と定め、48回に満たない場合振替を実施
 ※ 活動日＝当クラブが指定する練習、試合、その他を指します。
 ※ 欠席、休会での活動日数不足は振替対象にはなりません。

② 練習日

月曜日	幼児	柏町G	14:40-15:25	※ハッ橋幼稚園から送迎バスあり(14:20発、15:40着)
	5.6年	柏町G	16:30-18:00	
火曜日	3.4年	柏町G	16:30-18:00	
水曜日	1.2年	柏町G	16:30-18:00	
	5.6年	柏町G	16:30-18:00	
木曜日	幼児	柏町G	14:40-15:25	※ハッ橋幼稚園から送迎バスあり(14:20発、15:40着)
	1.2年	柏町G	16:30-18:00	
金曜日	3.4年	柏町G	16:30-18:00	
土曜日	不確定	練習、試合等		※週末(土日)の活動内容については木曜日に確定しメルマガ通知
日曜日	不確定	特別練習、試合等		

- ③ 日曜日練習 1～6年：口頭、メルマガにて通知
 特別練習

- ④ 雨天等 ■ 雨天中止が原則となりますが、学年(年齢)、雨量、予報によっては行ないます。
 (着替え、タオル等を必ず持参)
 ■ 雨天時の練習は各自の体調と相談の上、保護者判断にて無理のないよう参加。
 ■ 状況によっては予定より早く練習終了とすることがあります。お迎えの方はお早めにご準備ください。
 ■ 雨天の場合、練習場所や練習時間が変更となる可能性があります。
 ■ 練習の有無等がわからない場合は、クラブまでお問い合わせください。(原則本人が電話)
- ⑤ 欠席連絡 ■ 原則本人が行なってください。(自分で出来ることは自分で行なう)
- ⑥ 長期休暇中 ■ 時間、曜日ともに変則となります。別途お知らせいたします。

【お休み・中止等】

- ① 雨天等 ■ 雨天時は原則練習中止です。実施可否は各自ご確認ください。(メルマガ通知)
- ② 休館日 ■ 毎月29.30.31日は原則お休みになります。(土日祝の場合は活動が入ることがあります)
- ③ その他 ■ スタッフが足りない場合等、お休みになることがあります。

【保護者の関わり方】

- ① 保護者応援 ■ 試合会場での応援は選手たちの励みにもなりますし、親子のコミュニケーションにもなります。但し、プレーの指示、評価を行なうのはコーチのみです。保護者の方が試合中にコーチング、クレーム等を行なうことは厳禁です。
- ② 会場への来場 ■ 試合会場へのお車の駐車は原則禁止です。
 ※ 試合会場への駐車はクラブ関係車両(クラブバス)のみが原則です。
 ※ 会場提供者に迷惑が掛からぬよう各自責任ある行動をお願いいたします。
- ③ 社忌・禁止事項 ■ 試合中の選手への指示
 ■ 選手起用や試合内容等への意見、クレーム
 ■ その他、試合会場への無断駐車等、禁止事項の不履行
 ※ 問題があった場合は応援を禁止します。
 ※ 改善されない場合、規約に則り退会勧告を行なう場合もあります。
- ④ サポート ■ 練習や試合に参加できるよう日程調整及び金銭面におけるサポートをお願いいたします。
 ■ 場合によっては個人的なサポートをお願いする場合があります。
- ⑤ 連絡ツール ■ クラブ連絡ツール「PiCRO」への登録をお願いいたします。

【 傷 害 ・ 損 害 】

- ① 保 険 ・ 補 償 ■ 活動中の怪我、損害等は「スポーツ安全保険」の補償内で対応させていただきます。
※ 保険内容はスポーツ安全保険ホームページにてご確認ください。
スポーツ安全保険ホームページ <https://www.sportsanzen.org/hoken/>
- ② 怪我をしたら ■ 練習や試合の中で軽傷を負うことは度々あります。その場合は、保護者の方の判断にて病院を受診願います。
- ③ 緊 急 時 ■ 怪我や事故が発生し緊急を要する場合、保護者に連絡が取れない状況下においても病院へ受診させることがあります。(緊急搬送含む)
- 保 険 申 請 ■ 活動中の怪我等において受診をし、保険申請をご希望される場合はクラブまでご連絡ください。
※ 保険会社による審査の後、申請が適用される場合には保険金が振り込まれます。

【 会 員 情 報 の 取 り 扱 い 】

- ① 会 員 情 報 ■ 入会、更新時に取得する個人情報、クラブ内業務、会員連絡、協会登録、大会参加等に使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- ② 肖 像 権 ■ 会員はクラブ内配布物、掲示物、ホームページ、SNS等に掲載される、写真及び動画等の肖像権を原則放棄する。(認めない場合はクラブまでご連絡ください)
■ 対外試合を行なう際、対戦チームが試合を撮影し、その映像が対戦チーム内で閲覧されることがあります。あらかじめご了承ください。
※ ご了承いただけない場合、試合への参加が出来ません。

【 休 会 ・ 退 会 ・ 失 効 】

- ① 休 会 ■ 1ヶ月単位でお休みをされる場合、休会が可能です。《休会費2,200円》
- ② 退 会 ■ 退会をご希望の場合、原則月末日とし、所定の手続きを行なってください。
- ③ 失 効 ■ 会費の未納、規約不履行、年度更新手続きを行っていない等の場合、会員資格が失効となります。

【 お 問 い 合 わ せ 】

- ① 連 絡 先 045-364-6666
<https://yatsuhashi-sc.com/>

ハッ橋SC 活動要綱〔確認事項〕②

大会・試合に参加するにあたり 選手並びに保護者注意事項(要確認)

チームに所属し登録されます。クラブの方針をご理解いただいた上でチーム活動をお願いいたします。

- ★ 年間予定をご確認いただき、大まかな予定を把握願います。
- ★ ホームページに毎月アップされる予定表をご確認願います。
- ★ 予定表にはない試合が急遽組まれる場合があります。土日祝の予定はメルマガにて最終決定となります。
※ 急遽試合が入ることは多々あります。ご理解、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

- ① 集 合 ・ 解 散 試合会場への集合及び解散は以下の通りです。
1. 現地集合・解散(送迎バスなし)
 2. ハッ橋幼稚園集合・解散(送迎バスあり)
 3. ハッ橋幼稚園集合・解散(公共交通機関移動)
- 試合会場、状況によって上記いずれかになります。それぞれの試合においてご確認ください。
- ② 試 合 用 具 ■ ユニフォーム一式(赤・白シャツ、赤・白パンツ、赤・白ソックス)
■ ボール、すねあて、スパイクまたはトレーニングシューズ(スパイクは取替式は不可)
※ 試合の際はユニフォーム一式をすべて持参してください。
※ 試合の際はソックスもクラブ指定の物を使用してください。
※ 白ユニフォームセットは2年生進級時に購入をお願いしております。
- ③ 弁 当 ・ 水 筒 会場での水分補給用に水筒を用意してください。
特に夏場は2～3リットルほどの水分の持参が必要です。
お弁当は、簡単に食べられるようおにぎりで用意することをおすすめします。
(試合の際はゆっくりお昼休憩を取っている時間がないことが多いです)
夏場は腐らないよう保冷剤等で対策をしてください。
- ④ 交 通 費 会場への移動において、以下の場合交通費が発生します。
1. 送迎バスを利用した場合(片道、両道一律)
 - ◇ 旭区内・瀬谷区内・神明台グラウンド:220円
 - ◇ 上記以外の横浜市内:440円
 - ◇ 市外:660円定期的(数ヶ月ごと)にご利用分をご請求させていただきます。
 2. 公共交通機関を利用した場合
その都度ご連絡した金額を持参(現金またはPASMOやSuica等)
- ⑤ 解 散 時 刻 試合の進行状況、急な予定変更、道路状況等により、予定していた解散時刻より早まったり遅くなったりする場合があります。あらかじめご了承ください。
保護者の方のお迎えの有無、お迎えの場所等、解散後の帰宅方法を選手が把握しているようご協力願います。

- ⑥ 禁止事項
- 試合中の選手への指示
 - 選手起用や試合内容等への意見、クレーム
 - その他、試合会場への無断駐車等、禁止事項の不履行
 - ※ 問題があった場合は応援を禁止します。
 - ※ 改善されない場合、規約に則り退会勧告を行なう場合もあります。
- ⑦ 試合時の心得
- 《選手心得》いかなる相手にも負けない心意気
《保護者心得》見守るスタンス
- 試合会場等では、保護者一人一人が「ハッ橋SCの関係者」であり「チーム全体の保護者」であるという自覚と責任を持って行動してください。(マナー、モラル)
- 指導員は選手との関係を大事にしております。活動中は指導員と選手の関係構築を優先していただきますようお願いいたします。
(帰宅後は保護者とこどもの関係でサッカーについて指導、議論、アドバイスをしてください)

問題があった場合は応援そのものを禁止します。

保護者禁止事項が度重なる場合は選手の活動を禁止、または退会を勧告します。

試合会場に車の駐車は原則禁止

クラブ要項にも記載している通り、会場へのお車の駐車は原則禁止です。

各大会運営において最大なる懸念は車問題であり、大会開催まで危ぶまれている場合もあります。

参加チームが会場提供チームへ協力のもと大会は運営されています。会場提供チームに迷惑がかからぬよう各自責任を持って行動、対処してください。問題があった場合は応援を禁止します。

【旭区サッカー協会主催】【横浜サッカー協会主催】【神奈川県サッカー協会主催】

上記協会主催大会において保護者応援車両の会場駐車は禁止です。また、周辺路上駐停車も厳禁です。

お車で応援に来られる方は、近隣の有料駐車場をお探してください。

その他大会、試合など会場に迷惑のかからぬ対応の中でしたら、臨機応変にご対応願います。

※ 会場に迷惑をかけない、チームに迷惑をかけない。それ以外なら臨機応変をお願いいたします。

車の件で違反があった場合は当該チームにペナルティー(棄権)が課せられる場合もあります。

車での送迎、応援について

1. お車で送迎、応援に来られた場合、会場への駐車は出来ません。
2. 会場周辺道路での駐停車は厳禁です。(わずかな時間の乗降のみもおやめください)
3. 選手送迎のみの場合、指定された場所にて乗降をお願いいたします。(会場ルールに則る)
4. その他、会場提供チームに迷惑がかからぬようご対応願います。

ハッ橋幼稚園での練習に際し

【ハッ橋幼稚園の練習】

- 練習開始や集合時間15分以上前は原則来場禁止です。
- 練習後は速やかに解散、帰宅しましょう。(勝手に遊んだり、練習したり、寄り道したりしない)
- 練習日以外での幼稚園使用(練習)は禁止。
※ 但し昨今の自主練習場所の不足の観点から、許可を得た者に限りコーチ主導の下使用を認める。
- 幼稚園周辺(特に園庭側)への車の駐停車は禁止。(お迎えの待機場所にしないようお願いいたします)
- 活動の往復時における買い食いは原則禁止。
- **自転車での来場は4年生から可能です。**
- 歩いて通える人は歩いてきましょう。(駐輪スペースや事故などの問題から)
- **1.2.3年生は自転車移動は禁止。**
- 自転車での来場は駐輪場所、可能か不可かの確認を。(幼稚園行事などの確認を)

上記注意、禁止事項の趣旨をご理解いただき、選手への伝達及びご指導のほど宜しくお願いいたします。

柏町グラウンド・神明台グラウンド 利用注意事項

当クラブは、旭区サッカー協会に所属し活動しております。

「柏町グラウンド」と「神明台グラウンド」は、旭区サッカー協会の管理グラウンドとなっており、当クラブ活動において頻繁に利用する会場になります。下記の内容をご確認いただき、注意事項等の遵守をお願いいたします。

柏町グラウンド

《所在地》〒241-0835 神奈川県横浜市旭区柏町62-4

Googleマップリンク

<https://www.google.co.jp/maps/place/%E6%9F%8F%E7%94%BA%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%82%A6%E3%83%B3%E3%83%89/@35.4502889,139.5238679,17z/data=!4m5!3m4!1s0x601857572819fc41:0xb15f0e10ec19ed09!8m2!3d35.4484252!4d139.5234839?hl=ja>

神明台グラウンド(神明台スポーツ施設)

《所在地》〒245-0009 神奈川県横浜市泉区新橋町1648

Googleマップリンク

<https://www.google.co.jp/maps/place/%E7%A5%9E%E6%98%8E%E5%8F%B0%E3%82%B9%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%84%E5%BA%83%E5%A0%B4/@35.4430814,139.5109807,17z/data=!3m1!4b1!4m5!3m4!1s0x6018574eb6286eb3:0x672a2375be75bbd2!8m2!3d35.443077!4d139.5131694?hl=ja>

【集合・解散について】

- 柏町グラウンド・神明台グラウンドでの活動は、原則「**現地集合・現地解散**」となります。
※ ハッ橋幼稚園集散で送迎バスを出す場合は別途お知らせいたします。

【選手のみでの移動】

選手のみで移動をする際、以下の点ご注意ください。

- **1.2.3年生は自転車移動禁止。** 自転車での移動は4年生から。
- 事故のないよう十分注意すること。
- 寄り道、買い食い等はしない。
- 道中、ハッ橋SCの一員である自覚を持ち行動すること。
- 自転車移動の場合、特に安全に留意すること。(慌てず、焦らず、安全第一。そのためにも時間に余裕を持って行動)
- 困ったことがあれば、クラブやコーチに連絡、報告をすること。

【車での送迎について】

柏町グラウンド

- 選手送迎の際は必ず敷地内にて乗降を行なってください。
- 乗降が済んだら速やかにご退場願います。(駐車は出来ません)
- 柏町グラウンドの駐車場はスペースが限られています。敷地内での事故等には十分ご注意ください。

神明台グラウンド

- 神明台スポーツ施設内の野球場前の駐車場は利用しないでください。
- サッカー場横の駐車場にて乗降を行なってください。

共通注意事項

- 保護者の車は会場駐車禁止
- 近隣商業施設等への駐車禁止
- 会場周辺道路への駐停車は禁止
- 会場周辺道路では、わずかな時間の乗降も禁止(必ず会場内で乗降を行なうこと)
- 会場内での事故には十分注意のこと

【その他注意事項等】

柏町グラウンド

- 柏町グラウンドの隣にある「須郷谷公園」は、サッカー関係者の利用は禁止となっております。
- 駐車場内は、観戦、待機、不必要な通行等禁止です。

神明台グラウンド

- 芝生広場はスパイク、ボールの使用が禁止です。
- 施設内への自転車等の乗り入れ禁止です。小さなお子様をお連れの際等ご注意ください。
※ 自転車で来場の場合は駐輪場に駐輪
- 開門時間、閉門時間が決められていますので厳守願います。(別途ご確認ください)
※ 特に開門時間前に来場して周辺道路での待機(駐停車)はしないようお願いいたします。

八ッ橋サッカークラブ 規約

- 第1条 名称 本クラブは 「八ッ橋サッカークラブ」という
- 第2条 位置 本クラブの位置は 神奈川県横浜市旭区中希望が丘94-33-208におく
- 第3条 目的 本クラブは専任コーチ制による幼児から小学生までの一貫した指導。サッカー選手の育成と、併せて健全な心身の育成。
- 第4条 入会資格 資格対象者は幼児（SB）学童（SC）の原則男子とし、保護者の同意、協力と各コースに定められた資格に該当する者とする。入会しようとする者は本クラブの趣旨に賛同し本規約を厳守できる者とする。
- 第5条 指導内容 各学年 年代にあったサッカー指導。
『心』『技』『体』『術』
サッカーを通じて様々なことを経験し、それを基にした人間形成。
- 第6条 各活動種別
- ① 練習日 決められた練習日に原則参加が前提。但し、個人の都合や家庭の事情での不参加も原則認める。各休み期間は変則的に行なう。
- ② 試合 試合は公式戦と非公式戦と分けし、該当する学年がその都度参加する技量や取り組む姿勢、会場場所その他安全面などを考慮し選抜することがある。メンバー選考は公平、公正であることを常とし、選ばれる、選ばれないなどの試合における様々な事由から心身育成、人間形成を促す。
- ③ 遠征、合宿 年間予定表の通り、別に定める参加費をもって参加が決定する。原則指定学年の選手は参加となるが、練習日のような強制力はないものとする。宿泊を伴い、選手としての育成強化、自主促進などを目的とする。
- ④ その他 その他に本クラブが定める各行事に積極的に参加すること
- 第7条 休業日 本クラブは原則毎月29.30.31日、その他已むを得ない事由が発生した場合。日曜日、祝日、振替休日は休業日とするが、本クラブが練習及び試合、大会などに参加する場合はその限りではない。
- 第8条 練習中止 雨天、積雪等の天候や諸所の事由により中止せざるを得ない場合。
- 第9条 入会手続き 入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入し
入会金 年会費 保険料 会費とともに提出する
- 第10条 更新手続き 年会費、保険料の納入及び別に定める登録更新申請書の提出、受理を持って新たにクラブ員登録更新とする。
新年度当クラブにて活動しない（退会）人は別に定める用紙を提出のこと。
- 第10条 更新が
補足① できない場合 決められた月会費が納入されていない場合
その他会費の納入がされていない場合。
除名処分に該当する者。
- 第10条 更新を
補足② 行なわない場合 年会費、保険料の納入及び別に定める登録更新申請書の提出が期日までに
行なわれない場合は自動的に会員資格を失効し除名となる。
- 第11条 休 会 休会しようとする者は 別に定める休会手続きを行なう。
- 第12条 退 会 退会しようとする者は 別に定める退会手続きを行なう。
- 第13条 入 会 金 会員は別に定める入会金を納入しなければならない。
入会金は本クラブの資格を失うまで有効として退会時に返還しない。

- 第14条 年会費保険料 会員は入会及び更新手続きの際に別に定める年会費、保険料を納入しなければならない。また、退会時に返還はしない。
- 第15条 月 会 費 会員は別に定めるところに従いコース別の会費等を1ヶ月単位で納入しなければならない。
- 第16条 会 費 等 の 不 返 還 一旦納入した入会金、年会費、保険料は理由の如何を問わず、返還しない。ただし、会費等については月の末日までに退会手続きを終了した者に限り翌月以降の会費等を返還する。
- 第17条 会費等の滞納 会員が事前に文書による承認手续をとる場合のほか、会費等が指定された期日までに納入されなかった時は、本クラブより文書による督促を行い、これに従わない場合は、ただちにサッカーの活動を停止され会員の資格を失う。
- 第18条 選 手 心 得 会員は本規約を厳守し、別に定めるクラブ指針、要綱を遵守、実践に努める。
- 第19条 除 名 本規約、指針、要綱の不履行、違反するなど、選手及び保護者の行為に認められた場合、除名することがある。
- 第20条 登 録 本クラブは 日本サッカー協会 神奈川県サッカー協会 横浜サッカー協会 旭区サッカー協会等に登録する。
また、他のチーム 団体 連盟等に登録はできない。(二重登録、活動の禁止)
- 第21条 参 加 本クラブは 各サッカー協会、連盟が主催する大会 行事に参加する。
旭区春・秋季大会 神奈川県少年サッカー選手権大会
全日本少年サッカー大会 横浜春季大会・国際チビッ子大会
神奈川県幼稚園サッカー交流会 その他 各団体が主催する大会
- 第22条 傷 害 保 険 会員は当クラブ内での練習 遠征 企画した行事等におきた傷害事故等については傷害保険契約書の契約事項に抵触した場合 掛金の範囲内で保険金の請求ができる。
- 第23条 会員情報取扱 入会、更新時に取得する個人情報クラブ内業務、会員内連絡、協会登録、大会参加などに使用することのみ認める。
会員はクラブの広告、HP、SNS等で使用される写真や動画等の肖像権を原則放棄する。
また、対外試合を行なう際、対戦チームが試合を撮影し、その映像が対戦チーム内で閲覧されることがあることを了承する。
但し、それを認めない場合はクラブまでその旨連絡のこと。
- 第24条 発 効 本規約は1982年4月1日より発効する。
※1998年4月改定 ※2004年4月改定 ※2005年4月改定
※2008年4月改定 ※2010年4月改定 ※2022年4月改定